

短時間通所リハビリテーション

－ ご利用の手引 －



－「患者様に愛される良質な医療の実践」－



もくじ



1. 「リハビリテーション」について	1
2. 介護サービスのご利用にあたって	2
① ご利用の相談・お申込み・ご利用開始までの流れ	2
② リハビリテーションの実施	2
3. 事業所のご案内	4
4. ご利用料金のご案内	5
5. リハビリテーションの卒業(終了)	6
<個人情報の取り扱いについて>	6

1. 「リハビリテーション」について

➤ リハビリテーションとは？

「リハビリテーション (Rehabilitation)」は、re (再び、戻す) と habilis (適した、ふさわしい) から成り立っています。つまり、単なる機能回復ではなく、「自分らしく生きること」や「社会生活を取り戻すこと」が重要で、そのために行われるすべての活動がリハビリテーションとなります。

それには、理学療法士 (PT) のようなリハビリテーションの専門職だけでなく、他職種スタッフやご家族、ボランティア等の支えが大切になります。



➤ 医療保険のリハビリテーションと介護保険のリハビリテーションの違い

リハビリテーションは医療行為です。そのため、リハビリテーションの実施には、医療保険でも介護保険の場合でも医師の指示が必要です。

○医療保険…身体機能の早期改善を目的に、けがや病気治療のためのリハビリテーションを行います。ただし、リハビリテーションを受けられる日数には制限があります。

○介護保険…主に身体・生活機能の維持・向上を目的としたリハビリテーションを行います。主治医がリハビリテーションの必要性があると判断した場合に受けられます。ただし、リハビリテーションは必要な時期に必要な期間 (目標) を定めて行うこととされており、永続的な頻度や期間をお約束するものではありません。

※ 基本的に同一の病状においては、医療保険と介護保険のリハビリテーションの併用はできません。

介護保険「要介護認定 (要支援認定)」はお済みですか？

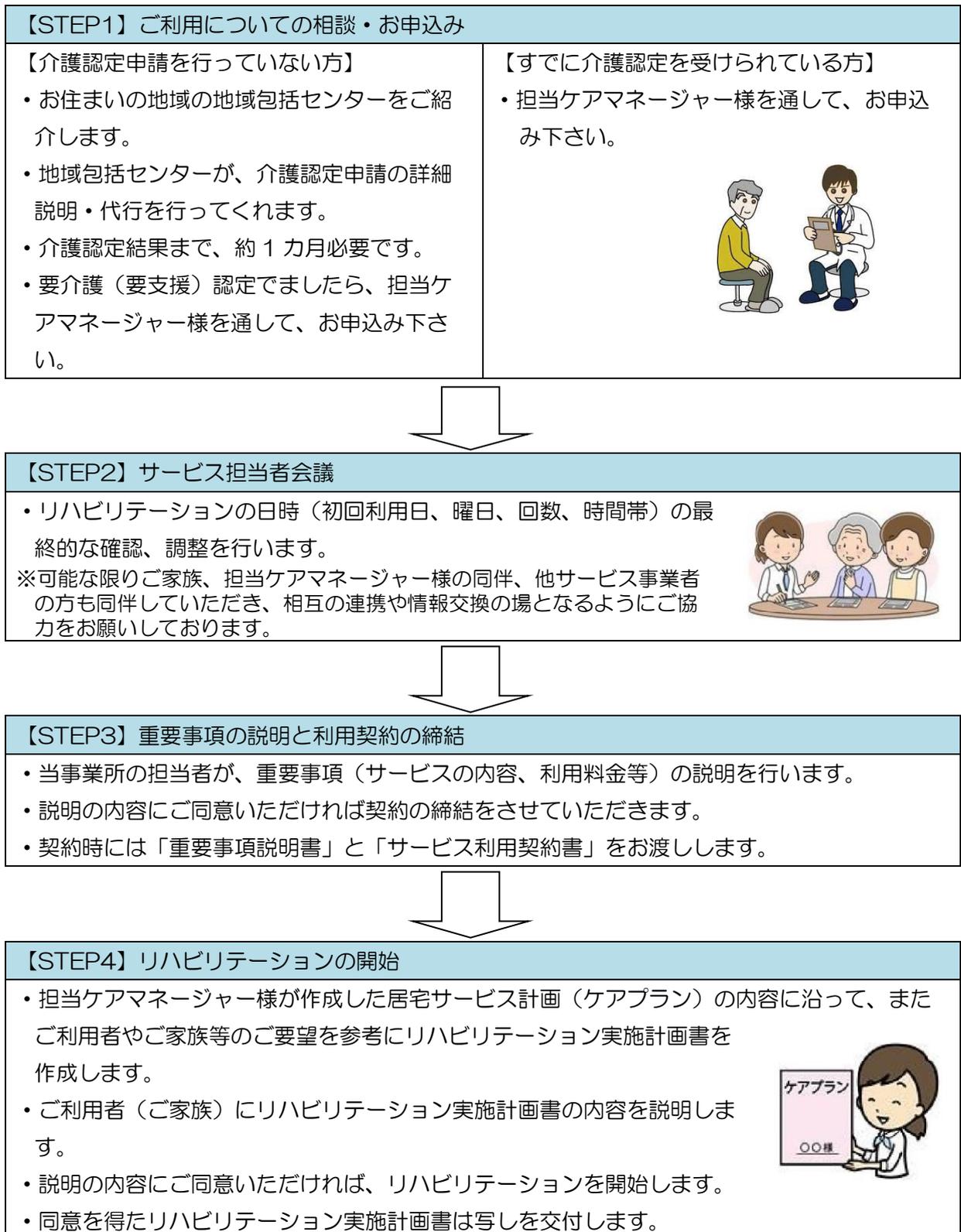
認定をうけていらっしゃらない方、ご不明な場合には、お住まいの市区町村役場 (介護保険担当) にお問い合わせください。



※当院に通院・入院中の方は、医療相談室でも承っておりますのでお気軽にご相談ください。

2. 介護サービスのご利用にあたって

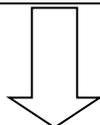
① ご利用の相談・お申込み・ご利用開始までの流れ



② リハビリテーションの実施

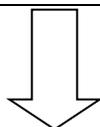
【1】リハビリテーションの実施

- リハビリテーション開始前に血圧や脈拍数などの基本的な健康チェックを行います。
- リハビリテーション実施計画書に沿ってリハビリテーションを実施します。
(個別リハビリテーション20分を含む)
- リハビリテーション終了時にも、血圧や脈拍数などの基本的な健康チェックを行います。



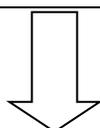
【2】評価・実施計画の見直し

- サービス開始からおおむね3ヶ月毎に、リハビリテーションの効果の有無やご利用者・ご家族のご要望などを確認し、現在の目標や目標の到達時期、リハビリテーションの内容や提供方法などの見直しを行います。
- 新たにリハビリテーション実施計画書を作成し、ご利用者に説明します。
- 説明の内容にご同意いただければ、リハビリテーションを開始させていただきます。
- 同意を得たリハビリテーション実施計画書は写しをご利用者に交付します。



【3】サービス利用料金のご請求

- 請求書は1月毎に合計額を算出します。サービス提供月の翌月にご精算をお願いします。



【4】お支払い方法

- 受付窓口にて、お支払いをお願いします。

※ その他、ご不明な点やお気づきの点などがございましたら、お問い合わせください。



3. 事業所のご案内

事業所の名称	仙台北部整形外科 短時間通所リハビリテーション（宮城県指定第0415512557号）
連絡先	〒981-3137 仙台市泉区大沢2丁目13-4 【電話】 022-776-1888 【FAX】 022-776-1333

提供する事業の内容	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション
サービス提供地域	仙台市泉区 富谷町 大和町 大郷町
サービス提供時間	月曜日・金曜日 13:00～15:00（1時間以上2時間未満）

4. ご利用料金のご案内

利用料金は、介護保険の給付対象となるサービスの利用料金（基本料金＋加算料金）となります。

■介護予防通所リハビリテーション（算定単位：1月につき）

介護度	口腔機能指導：なし		口腔機能指導：あり	
	1割負担	2割負担	1割負担	2割負担
要支援1	2,367円	4,734円	2,630円	5,260円
要支援2	4,358円	8,715円	4,621円	9,242円

その他『要支援』認定の方の加算		算定頻度	利用者様負担額	
			1割負担	2割負担
リハビリテーション マネジメント加算	開始月～	1月あたり	約341円	約682円
生活行為向上リハビリ テーション実施加算	開始月～3月以内	1月あたり	約930円	約1,859円
	3月超え6月以内		約465円	約930円

■通所リハビリテーション（算定単位：1回につき）

介護度	口腔機能指導：なし		口腔機能指導：あり	
	1割負担	2割負担	1割負担	2割負担
要介護1	約280円	約560円	約435円	約870円
要介護2	約310円	約620円	約465円	約930円

その他『要介護』認定の方の加算・減算		算定頻度	利用者様負担額	
			1割負担	2割負担
リハビリテーション マネジメント加算 (Ⅲ)	開始月～6月以内	1月あたり	約1,157円	約2,314円
	6月超え		約826円	約1,653円
生活行為向上リハビ リ テーション実施加算	開始月～3月以内	1月あたり	約2,066円	約4,132円
	月超え6月以内		約1,033円	約2,066円
	6月超え12月以内		約878円	約1,756円

※ 端数処理にて料金表との誤差が生じます。

平成30年4月改訂

5. リハビリテーションの卒業(終了)

リハビリテーションの卒業、または他のサービスへの移行によりご利用を終了される際には、関連スタッフによるリハビリテーションカンファレンスを行い、主治医や担当ケアマネージャー様などへの情報提供を行います。

※ご利用終了後も相談窓口を設けておりますので、心身に不安などがございましたらお気軽にご相談ください。

<個人情報取り扱いについて>

当院では個人情報保護法に関する法律を遵守し、介護保険サービスのご利用に際して、ご利用者の個人情報を含む医療情報を安全に管理できるよう厳重な注意を払っております。

1. 個人情報を使用する場合

- ① 介護支援専門員とサービス事業者及び医療機関との間で開催されるサービス担当者会議においてご利用者の状態・家族の状況の把握のため、その他、連絡調整のために必要な場合。
- ② 現にサービスの提供を受けている場合に、体調を崩す・ケガ等で診察を受ける際、医師・看護師等にその状況を説明する場合。
- ③ 審査支払機関へのレセプトの提出及び照会・回答、外部監査機関及び業務委託業者への情報提供、ご利用者の住所地を管轄する警察署への駐車許可申請に必要な場合。
- ④ 事業所内において行われる医療・介護実習への協力、サービスの質の向上を目的とする学会、研究会等での事例・症例研究発表等に必要な場合。

2. 個人情報を提供する事業所

居宅サービス計画に記載されているサービス事業所、また、病院又は診療所（体調を崩す・ケガ等で受診することになった場合）。

3. 当事業所が個人情報を保持する期間

サービスの提供期間中及びサービスの提供終了後（卒業後）、2年間～5年間。

4. 使用する条件

- ① 必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払います。
- ② 個人情報を使用した会議・相手方・利用の内容等の経過を記録します。



※当事業所における「個人情報」とは個人に関する情報のことで、氏名・生年月日・その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより個人を識別することができるものを含む。）をいいます。